

市民協働事業「テック系スタートアップ支援拠点設置・運営事業」業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 市民協働事業「テック系スタートアップ支援拠点設置・運営事業」業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 類似業務実績
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務推進に関する視点
 - 事業推進計画の策定（業務目的・内容の理解度）
- (2) 具体的な業務内容に関する評価
 - ア 本支援拠点の設置及び運営
 - イ ワーク・ラウンジ利用メンバーの登録促進、イベントの企画及び実施、コミュニティマネジメント業務の実施
 - ウ テック系スタートアップの成長加速化に向けた伴走支援
 - エ テック系スタートアップに向けた人材活用環境の構築とチーム組成支援
 - オ スタートアップビザ対応、海外ビジネスパーソンのコミュニティ形成及びモビリ

ティ分野を中心としたイノベーションコミュニティ形成

カ 業務目的達成の実現性

キ 提案者によるその他提案事項

(3) 能力・実施体制・経験に関する評価

ア 実施体制・人員配置

イ 類似業務の受託実績

(4) 企業としての取組に関する視点

ア ワークライフバランスに関する取組

イ 障害者雇用に関する取組

ウ 健康経営に関する取組

エ 地域貢献活動に関する取組

オ 脱炭素化に関する取組

(5) 市内の中小企業であること

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認

(3) ヒアリング

(4) 評価結果の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局 総務部長

副委員長 経渌局 経済局企業投資促進担当部長

委員 経済局 イノベーション推進課担当課長

経済局 ものづくり支援課長

国際局 グローバルネットワーク推進課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数が満点の6／10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。

6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

(1) 加重項目の合計点が上位の者

(2) 具体的な業務内容に関する評価の合計点が上位の者

7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(停止条件)

第7条 令和8年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附 則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。